
私有車の業務上利用に 関する規程

三宅建設 株式会社

私有車の業務上利用に関する規程

【目的】

第 1 条 この規程は、従業員が所有する乗用車を社用に利用する場合の取扱基準について定めるものである。

【利用】

第 2 条 従業員が所有する乗用車は原則として社用に利用することは認めない。但し、やむを得ない理由のため、事前に本人が所属長を通じて会社へ利用申請を行い、会社が実状を審査の上、やむを得ないと認め指示した場合に限り、その利用を認めるものとする。

【指示者】

第 3 条 前条但し書により、会社が本人の申請に基づきやむを得ず社用利用を指示する場合の指示者は所属長とする。

【指示基準】

第 4 条 指示者は、以下の各号に定める指示基準を勘案し、総合的に判断し、その利用を指示するものとする。

1. 自己所有自動車を利用することが、用務を遂行する上で機動性・経済性及び能率の面から有用であること
2. 明らかに他の交通機関を利用することに比べ、時間の節約になること

【費用の実費弁償】

第 5 条 会社が自己所有乗用車を社用に利用することを指示した場合には、燃料費の実費を支給する。また用務を遂行するために利用した有料道路についても、その料金の実費を支給する。

【事故発生の場合の対応】

第 6 条 会社が自己所有乗用車を社用に利用することを指示し、社用の途中で事故が発生した場合の対応は以下のとおりとする。

1. 負傷または死亡した場合には、労働者災害補償保険法の定めるところにより処置する

【道路交通法違反】

第 7 条 社用に利用中、当人が道路交通法に違反し、科料または罰金に処せられたときはその科料または罰金は当人が負担するものとする。

附 則

1. この規程は、平成21年1月1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。